

令和6・7年度八幡平市小規模工事等契約希望者募集要領

(令和6年1月15日 決裁)

1 趣旨

この要領は、市内業者の受注機会の拡大を図るため、市が発注する小規模な建設工事及び軽易な修繕について、令和6・7年度に契約を希望する方の募集について必要な事項を定めるものとしします。

2 小規模工事等の範囲

市が発注する小規模工事等で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易な契約金額130万円以下のものです。

3 申請基準

(1)申請できる方

①八幡平市内に主たる事業所（本社・本店）又は住所を有する方

※個人、法人は問いません。

※建設業許可の有無、経営規模、従業員数は問いません。

(2)申請できない方

①市税を滞納されている方

②八幡平市内に主たる事業所（本社・本店）又は住所を有しない方

③八幡平市営建設工事等請負資格者名簿に登載されている方

④希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方

⑤暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等

4 登録名簿への登載

登録申請をした方は、申請書類に基づき申請内容を確認したうえで、登録名簿に登載し庁内に周知します。このことにより、市が小規模工事等が発注する際の見積依頼業者選定の対象となりますが、見積依頼や契約を約束するものではありません。

登録申請を受理された方については、この制度による登録業者となりますので、改めて通知等は行いません。

5 契約の方法

契約の方法は、原則として複数の業者との見積合わせにより、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。（緊急を要する場合等やむを得ない場合があるときはこの限りではありません。）最低制限価格を設定した場合には、その価格を下回った見積額を提出すると失格になりますので、ご注意願います。

なお、見積りを依頼されても辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず見積りの提出を依頼した担当課へ辞退届（様式は任意）を提出してください。

6 履行の原則

契約の履行は、市契約規則、その他関係法令に基づき、信義にしたがって誠実に履行してください。

なお、請負った工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできませんので、希望業種は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

7 登録できる業種

- (1)登録できる業種は、建設業法で定めている業種（別表）で、3種類までとします。
- (2)「八幡平市指定給水装置工事事業者」及び「八幡平市排水設備指定工事店」の指定を受けている方は、当該業種の登録は必要ありません。

8 申請に係る提出書類

(1)小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）

希望する工事の種類は具体的にわかりやすく、1枠に1業種のみ記入してください。

※申請にあたっては、登録期間中に八幡平市との取引に際して、見積書、契約書等に使用する印鑑を押印して下さい。

(2)過去2年分（令和4・5年度）の市税の納税証明書

（八幡平市役所税務課、西根総合支所市民福祉係、安代総合支所市民福祉係で発行しています。）

【個人の場合】

個人市民税（申請時点で3月以内に発行されたもの、写し可）

固定資産税（同上）

軽自動車税（同上）

国民健康保険税（同上）

【法人の場合】

法人市民税（申請時点で3月以内に発行されたもの、写し可）

固定資産税（同上）

軽自動車税（同上）

(3)希望業種の資格証の写し

業務に関し許可、免許、登録等を有する場合は、許可証等の写し

9 登録有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日（2年間）

※ただし令和6年4月1日以降に申請を受理された方については、受理された日から令和8年3月31日までとします。

10 登録内容の変更

登録申請した後に、申請事項に変更を生じた場合、又は休業や廃業した場合は、その旨、届出願います。

・小規模工事等契約希望者登録事項変更届（様式第2号）

・小規模工事等契約希望者登録中止（廃止）届（様式第3号）

11 提出方法

持参（内容を説明できる方が直接持参のうえ提出して下さい。）

※郵送、FAX等では受け付けません。

12 受付期間及び時間

令和6年3月1日（金）から随時受け付けます。（閉庁日は除きます。）

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

13 受付場所

総務課契約管財係（八幡平市役所2階）☎0195-74-2111（内1242・1243）

別表

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	道路（側溝等）・下水（マンホール等）・水路（護岸等）の修繕等工事
建築一式工事	建物等の修繕等工事
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事等
とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、工作物解体工事、土工事、コンクリート工事、吹付工事等
石工事	石積み工事等
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
管工事	冷暖房設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等
鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事等
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事等
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付工事等
ガラス工事	ガラス加工取付工事
塗装工事	塗装工事等
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、畳工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事等
熱絶縁工事	熱絶縁工事等
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事等
造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
さく井工事	さく井工事、揚水設備工事等
建具工事	サッシ工事、シャッター取付工事、金属製・木製建具取付工事等
水道施設工事	取水施設工事等
消防施設工事	火災報知設備工事等
清掃施設工事	ごみ処理施設工事等
解体工事	工作物解体工事

（計 29 種類）